



大正期秋田県における小学校教員検定試験制度に関する研究

釜田, 史

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 2(1):53-65

(Issue Date)

2008-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81000808>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000808>



大正期秋田県における小学校教員検定試験制度に関する研究

A Study on Certificate Examination System for Primary School Teachers in Akita in Taisho Era

釜田 史*
Fumito KAMATA *

要約：本論文は、大正期の秋田県における小学校教員検定試験制度の変遷、およびその具体的な実施過程について考察すると同時に、秋田県内の各都市に設置されていた准教員準備場の状況について明らかにすることを課題としている。

大正期の秋田県における小学校教員検定試験制度は、1900（明治33）年の「小学校令施行細則」に若干の改正を加えた程度に過ぎず、試験検定の実施時期や提出書類において変更がみられたものの大幅な修正がなく、安定的に検定試験制度が運用されていた。その具体的な実施過程をみると、まず試験委員には常任委員、試験問題を作成する臨時委員、各試験会場で試験監督をする臨時検定委員の3種類があった。また試験会場は各地域によって異なるが、1920（大正9）年以降になると県内4ヶ所に固定された。実地授業は試験検定の全学科目に合格した者を対象として実施し、受験者は前日になるまで授業をする科目や学年を知らされておらず、試験結果をみると必ずしも全ての者が合格したわけではなかった。一方、1900年代から秋田県内の各郡に設置されていた准教員準備場は、1914（大正3）年に「准教員準備場奨励規則」が廃止され一時的に停滞したが、1919（大正8）年になると要件を満たせば無試験検定が適用されるようになった。

I はじめに

本論文は、大正期の秋田県における小学校教員検定試験制度（以下、検定試験制度と略す）の変遷、およびその実施過程について明らかにすることを課題としている。

戦前日本における有資格教員の供給方法には、これまで教員養成史研究の中心を占めてきた師範学校だけでなく、その他に多様なルートが用意されていたことが確認されている。そしてそれらの研究を完遂しなければ教員養成全体の構造を正確に把握したことにはならないことが、すでに1960年代から対村恵裕¹⁾、横須賀薫²⁾、牧昌見³⁾によって指摘ないし研究が進められてきた。とりわけ横須賀薫は「日本の教師のきわめて多くが師範学校以外のところからも供給されてきたという問題があるのである……実はこの間に答える正確な数量的統計を日本教員史研究はまだ共有の財産としてはもっていないのである」と述べ、「教員史＝師範学校出身の教員史」という枠組みから脱却しなければならないと指摘した⁴⁾。

この横須賀の指摘を受けて、1970年代には同様の指摘を山田昇が行い⁵⁾、牧昌見は『日本教員資格制度史研究』をまとめ⁶⁾、国立教育研究所による『日本近代教育百年史』にも師範学校以外の供給ルートとして、検定試験制度の変遷が盛り込まれるようになり⁷⁾、

1970年代から1980年代にかけて、徐々に小学校教員養成の仕組みの中に検定試験制度を取り入れた研究成果が生み出されてきた。

しかし1990年代にいたっても、船寄俊雄が「しかしこの研究（検定試験制度——筆者註）はほとんど進んでおらず、管見の限り佐竹道盛の研究がある程度である。この試験制度の実施主体は道府県にあったので、都道府県庁文書の残存状況によって研究成果が左右されることになろうが、小学校教員養成史研究を完結するためには、必ず取り組まなければならない課題である」と述べたように⁸⁾、依然として師範学校による教員養成史研究に重点が置かれ、検定試験制度に関する研究は、その重要性が指摘されつつも等閑視され続けてきたのである。

また1872（明治5）年の「学制」頒布から百周年を記念して、各都道府県ではいわゆる府県教育史が続々と刊行されたが、若干の記述や資料が収集されただけで、各都道府県における検定試験制度の変遷、および具体的な実施状況など、未だ解明されていない部分が多く残されてきた⁹⁾。

1990年代後半にいたると、中等教員の検定試験制度に関する研究が進展し¹⁰⁾、その方法論を援用して井上恵美子を研究代表とする『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究——教員試験検定の主要教科とその受験者たちの様

* 神戸大学大学院総合人間科学研究科博士後期課程

(2008年4月1日 受付)
(2008年9月1日 受理)

態の分析——』をテーマとする共同研究が開始され、急速に研究が進展した¹¹⁾。とくに研究グループの一人である笠間賢二は、教員養成史研究の現状について次のように述べた¹²⁾。

戦前日本における小学校教員の最たる供給源が師範学校であったことはよく知られている。また、その師範学校卒業者の小学校教員免許状取得者全体に占める単年度当たりの割合が、1930年代に至ってもなお3割代を占めるに過ぎなかった事実も知られている。にもかかわらず、残りの6～7割がどのようにして小学校教員免許状を取得していったのかについて、これまで十分に明らかにされてきたとはいえない。このため、その実3割強に過ぎない部分に焦点をあてた師範教育史研究の成果をもってあたかも教員養成の全体であるかのようにとらえてしまったり、逆に7割弱の部分についての検討吟味を踏まえることなく小学校教員の力量や性を総括してその責めを師範学校の教育に帰してしまうということが、少なからずあったように思われる。こうした現状は当然に克服されなければならない。

筆者も笠間の指摘に賛同し、検定試験制度を明らかにすることが戦前日本における小学校教員養成の全体像の解明へとつながると考え、これまで明治期の秋田県を事例として研究を進めてきた¹³⁾。明治期の秋田県における検定試験制度の状況を簡単に示しておく、秋田県では近代学校が設置され始めた明治初頭から検定試験が開始され、制度的には1900(明治33)年の「小学校令施行細則」によって成立した。試験の種類には、無試験検定(甲種検定)と試験検定(乙種検定)の2種類があり、合格率をみれば無試験検定(甲種検定)が圧倒的に高く、受験者数をみれば試験検定(乙種検定)が多い傾向が続いた。試験検定(乙種検定)は毎年ほぼ2回実施され、その他に明治前期では師範学校内に設置された臨時講習場における臨時試験検定、明治後期にいたると小学校教員講習科(乙種講習科)と丙種講習科)の修了時に行われる臨時試験検定があった。

大正期においても上記の「小学校令施行細則」が継続され、若干の改正があったものの、秋田県における検定試験制度は1900(明治33)年の「小学校令施行細則」により制度的には成立し、1913(大正2)年の「小学校令」の改正で免許状が全国を通じて有効となったことにより、戦前日本における小学校教員の資格制度が確立した。したがって大正期以降において、検定試験制度は「展開期」に転じたといえる。

しかしながら検定試験に関する制度は徐々に明らかにされつつあるものの、実際に検定試験がどのような手順を経て実施され、あるいはどのような場所で、どのような人が委員に任命されていたのかなど、その実施過程について詳細に明らかにした研究は管見の限りみられない。検定試験制度がどのようなプロセスで実施されていたのかが、まず究明されなければならないと筆者は考えている。したがって本論文では、制度面だけではなくその実施過程について資料的な制約を克服しながら、その実態の解明に努めたい。

大正期における検定試験制度に関する先行研究は、明治期のそれに比べて極端に少なく、管見の限り唯一牧昌見の『日本教員資格制度史研究』があるのみである。牧は全国的な検定試験制度の変遷をたどりながら、1913(大正2)年7月16日の「小学校令」の改正によ

て、戦前における小学校教員の資格制度が確立したことを明らかにした。しかしながら牧の研究は、各都道府県においてどのように検定試験制度が実施されていたのかなどについては具体的に検討しておらず、実際に検定試験制度がどのように運営されていたのかなど、その実態に関しては、いまだ明らかにされていない部分が多く残されている。例えば実施回数、実施した場所、検定委員の任命状況などの解明が進められるべきであり、これらを詳細に検討しなければ検定試験制度の内実を明らかにしたことはないと考えられる。したがって本論文では、秋田県を事例として検定試験制度の変遷だけではなく、その具体的な実施過程を明らかにすることを課題とする。

II 秋田県における検定試験制度の変遷

1 免許状の全国有効化

大正期の秋田県における検定試験制度は、1900(明治33)年10月26日の秋田県令第86号「小学校令施行細則」に若干の改正を加えながら実施されていた。そのため上記の「小学校令施行細則」についてその概要を示しながら、大正期における検定試験制度との違いを述べることにする。

まず1913(大正2)年5月6日、秋田県令第37号により「小学校令施行細則」が改正され、これまで試験検定は毎年5月と10月の計2回実施されてきたが、この改正により毎年2月と8月に変更になった(第42条)。なぜこのように実施する時期を変更したのかは、資料的な制約から明らかにすることができないが、少なくとも大正期においても試験検定は毎年2回ずつ実施され、無試験検定は明治期と同じく出願の都度、随時実施されることとなった。

小学校教員の免許状については、これまで1900(明治33)年8月20日の「小学校令」において、免許状は終身有効の普通免許状と地方免許状の二つに分けられ¹⁴⁾、その有効区域は地方免許状に限ってその府県内でのみ有効とされていた。しかし1912(大正2)年7月16日の勅令第258号により「小学校令」が改正され、普通免許状と府県免許状の区別を撤廃し、「免許状」に一本化された(第41条)¹⁵⁾。さらにその「免許状ハ府県知事之ヲ授与シ全国ニ通シテ有効トス」と、免許状を授与する権限が各府県知事に委任され、さらに免許状の有効区域は全国に拡大された。これにより戦前的資格制度が確立したとみることができ¹⁶⁾、今後は各道府県で検定試験を実施しその合格者が獲得した免許状は、どの道府県においても効力を有するものになったのである。

同年同月同日、文部省令第20号により「小学校令施行規則」が改正され¹⁷⁾、上記の「小学校令」の改正を受けて、その第117条において府県免許状を「免許状」と名称を改めた。さらに免許状の変更や書き換え、およびそれにかかる手数料など免許状にかかるすべての事項が各道府県知事の権限へと移された。こうして検定試験制度はすべて各道府県において、計画から実施さらには授与する免許状にいたるまで管轄することになったのである。

しかしながら今回の改正は、各道府県の検定試験制度に対して大幅な修正を求めるものではなかった。秋田県の場合、1914(大正3)年3月6日に秋田県令第21号により「小学校令施行細則」を改正し¹⁸⁾、変更したのは次の二つであった。一つは検定試験に出願する際に願書と履歴書の提出を義務付けたこと(第45条)であり、

いま一つは免許状の書式を定めた（第 51 条）ことであった。このうち第 45 条についてみれば、願書は次の 8 項目を予め記述することが義務付けられた。

- ① 検定種別（試験検定か無試験検定か）
- ② 志望種類（受験する免許状の種類）
- ③ 出願回数（無試験検定に限りこれまでの受験回数を記す）
- ④ 初めて合格した年度（試験検定のみ初めて某科目を合格した年度を記す）
- ⑤ 合格科目（試験検定のみ合格した科目名を記す）
- ⑥ 受験地（試験検定を受ける場所）
- ⑦ 手数料（無試験検定は 1 円、試験検定は 80 銭）
- ⑧ 添付書類（履歴書を提出、身体検査書は無試験検定のみ）

これまで一定した書式がなかったために、恐らく受験者がどの種類の試験を受験したいのか、どの資格を受験したいのか、あるいはどの科目にすでに合格していたのかなど、受験者が多数にわたっていたため、検定委員会側の事務作業がかなり煩雑になっていたと考えられ、このように一定の書式を定めたのだと考えられる。この願書は、まず各郡市役所に提出することになり、郡市長の証明を得た後、秋田県知事に提出することになった。このように今後は、上記の項目を受験者それぞれに記述させることにより、検定試験に関わる事務的な作業がかなり効率よく進めることができるようになったはずである。

1916（大正 5）年 10 月 18 日には、秋田県令第 47 号により「小学校令施行細則」が再度改正された¹⁹⁾。この改正により、初めてすべての検定試験の出願者に対して「身体検査書」の提出が義務付けられた（第 45 条）。これまでは無試験検定に出願する者のみ、「身体検査書」を提出しなければならなかったが、今後は試験検定に出願する者も指定された「身体検査書」を提出することとなった。また免許状の書式のうち、これまで「秋田県知事氏名」であったものが、「秋田県」へと変更になった（第 51 条）。このように大正初期の秋田県における検定試験制度は、大幅な変更はなく若干提出物が追加されたり、実施時期が変更になった程度であった。

その後国レベルの検定試験制度の改正では、試験検定ではなく無試験検定に関してのみ改正が行われた。例えば、1919（大正 8）年 3 月 29 日の文部省令第 6 号により、「小学校令施行規則」が改正され、高等学校高等科教員免許状の所持者も無試験検定の対象になった²⁰⁾。続いて 1921（大正 10）年 8 月 5 日には、文部省令第 36 号により、「専門学校入学者検定規定」による者も無試験検定の対象となるなど²¹⁾、大正期における検定試験制度の改正は、無試験検定の対象となる資格を徐々に拡大しており、試験検定についてはほとんど改正が行われなかった。またこの国レベルの無試験検定の改正に対して、管見の調査の限り、秋田県は無試験検定制度の改正を行ってならず、無試験検定がどのような制度をもとに実施していたのかなど、その詳細は不明である。その後秋田県では、唯一 1921（大正 10）年 11 月 1 日の秋田県令第 69 号により「小学校令施行細則」を再び改正したが、試験検定の実施時期を 2 月・8 月から 1913（大正 2）年までの 5 月・10 月に再び戻しただけで、無試験検定だけでなく試験検定についても改正を行わなかった²²⁾。

このように大正期にいたると、明治期のように幾度も改正が行われるようなことはなくなり、国レベルでは 1900（明治 33）年の「小

学校令施行規則」、秋田県では 1900（明治 33）年の「小学校令施行細則」に若干の改正を加える程度であり、安定的に検定試験制度が実施されていた。秋田県における試験検定の場合は、実施時期が一時的に変更されたことがあったもののほとんど改正されておらず、したがって試験検定の安定的な実施、そして無試験検定の拡大が大正期における検定試験制度の特徴であったといえよう。

2 試験検定による有資格教員の輩出状況

では次に上記の検定試験制度の下、資格ごとに受験者数と合格者数、さらには合格率について考察していきたい。まず試験検定について『文部省年報』によって整理したものが、次の表 1 である。

表 1 をみると、まず試験検定の合格率が極めて低いことがうかがえる。とくに小学校本科正教員の合格率は、最も高かった 1922（大正 11）年の 10% を頂点として、まったく合格者がいないこともあった。出願者数は毎年コンスタントに存在していたにもかかわらず、合格者は数人程度に過ぎず、最も合格することが困難であったことがうかがえる。それは小学校専科正教員についても同様の指摘ができ、小学校本科正教員に比べて合格率は若干高かったものの、他の資格と比べた場合、合格することが難しかったと推測される。

次に尋常小学校本科正教員と尋常小学校本科准教員の場合は、他の資格と比べて毎年出願者数が多く、とくに尋常小学校本科准教員では 1000 人を超える出願者が集まっていた。これは後述する尋常小学校本科准教員を養成することを目的とした准教員準備場が影響をおよぼしていた。この准教員準備場が 1914（大正 3）年以降になって一時的に停滞したため、次第に尋常小学校本科正教員の出願者数も減少する傾向にあった。その合格率をみると、尋常小学校本科正教員が最も安定的であり、毎年少なくとも 50 人前後を輩出していたことがわかる。

最後に小学校本科准教員の場合は、表 1 から明らかなように、1923（大正 12）年を除いて出願者数がまったくおらず、その 1923（大正 12）年の場合も、出願者が 168 名いたものの合格者はいなかった。したがって、大正期にいたると小学校本科准教員の試験検定は実質上行われていなかったといえる。

このように、大正期の秋田県における試験検定の状況をみる限り、試験検定だけをもって恒常的に不足していた有資格教員数を補充することは困難であり、無試験検定に対する期待が大きくなっていったのである。

3 無試験検定による有資格教員の輩出状況

次に大正期の秋田県において、無試験検定によりどれほどの有資格教員が輩出されていたのかをみていくことにする。無試験検定について資格ごとに出願者数、合格者数、そして合格率について整理したものが、次の表 2 である。

これによれば、表 1 に示した試験検定と比較すると、無試験検定ではすべての資格を通じて合格率が高いことがわかる。どの資格においても、高い場合で 100%、低い場合でも 20%～60% であり、試験検定とは全く異なり、高い合格率を常に維持していた。次に資格ごとにみると、小学校本科正教員の場合、試験検定と同数程度の合格者を輩出していたが、出願者数の約 3 割が合格しており、試験検定よりも合格する割合が高かった。

表1 大正期秋田県における試験検定の状況

年	試 験 検 定														
	小本正			尋本正			小 准			尋 准			小専正		
	出願者	合格者	合格率	出願者	合格者	合格率	出願者	合格者	合格率	出願者	合格者	合格率	出願者	合格者	合格率
明治45年	83	2	2.4	339	23	6.8	0	0	0.0	1066	68	6.4	29	8	27.6
大正2年	98	1	1.0	306	10	3.3	0	0	0.0	708	13	1.8	15	3	20.0
大正3年	92	1	1.1	340	86	25.3	0	0	0.0	632	41	6.5	15	4	26.7
大正4年	102	5	4.9	295	77	26.1	0	0	0.0	502	36	7.2	17	8	47.1
大正5年	113	4	3.5	289	71	24.6	0	0	0.0	418	26	6.2	25	5	20.0
大正6年	78	1	1.3	239	55	23.0	0	0	0.0	360	22	6.1	21	4	19.0
大正7年	71	4	5.6	207	69	33.3	0	0	0.0	350	21	6.0	23	4	17.4
大正8年	0	1		164	56	34.1	0	0	0.0	203	11	5.4	31	3	9.7
大正9年	52	5	9.6	170	66	38.8	0	0	0.0	134	10	7.5	23	5	21.7
大正10年	52	3	5.8	118	40	33.9	0	0	0.0	178	89	50.0	40	10	25.0
大正11年	40	4	10.0	235	121	51.5	0	0	0.0	214	107	50.0	45	16	35.6
大正12年	44	0	0.0	253	77	30.4	168	0	0.0	123	8	6.5	77	9	11.7
大正13年	46	1	2.2	266	97	36.5	0	0	0.0	307	10	3.3	80	21	26.3
大正14年	81	1	1.2	337	52	15.4	0	0	0.0	328	14	4.3	106	26	24.5
大正15年	89	2	2.2	462	15	3.2	0	0	0.0	455	10	2.2	160	27	16.9

〔註〕『文部省年報』の各年度より作成した。

表2 大正期秋田県における無試験検定の状況

年	無 試 験 検 定														
	小本正			尋本正			小 准			尋 准			小専正		
	出願者	合格者	合格率	出願者	合格者	合格率	出願者	合格者	合格率	出願者	合格者	合格率	出願者	合格者	合格率
明治45年	40	28	70.0	40	30	75.0	36	32	88.9	5	5	100.0	26	24	92.3
大正2年	11	5	45.5	26	21	80.8	11	10	90.9	7	4	57.1	15	10	66.7
大正3年	15	3	20.0	19	11	57.9	28	28	100.0	4	1	25.0	13	12	92.3
大正4年	13	8	61.5	25	9	36.0	15	14	93.3	20	4	20.0	4	7	
大正5年	13	3	23.1	22	15	68.2	13	13	100.0	9	9	100.0	22	20	90.9
大正6年	8	1	12.5	12	6	50.0	18	16	88.9	6	4	66.7	19	18	94.7
大正7年	11	4	36.4	27	16	59.3	15	14	93.3	11	4	36.4	59	44	74.6
大正8年	11	4	36.4	32	17	53.1	30	27	90.0	30	24	80.0	32	23	71.9
大正9年	14	5	35.7	16	9	56.3	7	7	100.0	15	7	46.7	25	18	72.0
大正10年	20	7	35.0	35	24	68.6	23	16	69.9	401	32	8.0	43	34	79.1
大正11年	11	4	36.4	47	26	55.3	10	3	30.0	378	43	11.4	82	54	65.9
大正12年	23	22	95.7	31	24	77.4	31	18	58.1	91	72	79.1	159	104	65.4
大正13年	5	5	100.0	6	6	100.0	10	10	100.0	3	3	100.0	49	44	89.8
大正14年	8	8	100.0	10	9	90.0	16	16	100.0	43	43	100.0	134	86	64.2
大正15年	72	56	77.8	65	39	60.0	44	44	100.0	125	124	99.2	127	98	77.2

〔註〕『文部省年報』の各年度より作成した。

試験検定で小学校本科正教員と同数程度の合格者数しかいなかった小学校専科正教員の場合は、無試験検定になると100名を超す合格者を出しており、小学校専科正教員はほぼ無試験検定によって補充されていたといえる。

試験検定では出願者すらいなかった小学校本科准教員は、無試験検定では毎年約10名から30名程度の出願者があり、その合格率も高かった。つまり小学校本科准教員の場合、試験検定ではなく、無試験検定によって免許状が与えられる傾向が強かったことを示している。

最後に尋常小学校本科准教員の場合、とくに1921（大正10）年と1922（大正11）年の2年間で、それまで10名程度しかいなかった出願者数が約400名にまで急激に増加した。それは先述したように、秋田県内の各郡に設置されていた准教員準備場が大きく影響をおよぼしていた。とくに明治期から大正前期においては、修了後に試験検定を受けなければならなかったが、1919（大正8）年以降になると無試験検定を受けることが可能となったため、このように出願者が急増したと考えられる。このことから受験者は合格することが難しい試験検定よりも、合格率が高い無試験検定を受験したいという傾向があったことがうかがえる。しかしながらその合格者数、および合格率をみる限り、合格した者が少なく、無試験検定の基準に到達しない者が多かった。

この無試験検定について若干補足しておきたい。1918（大正7）年に小学校本科正教員の無試験検定を受験した者の例をあげると、無試験検定を受ける際に提出した書類は、①願書、②履歴書、③1916（大正5）年から1917（大正6）年の勤務表、④夏期講習会などの講習学科目表、⑤教案（高等小学校2年生の読方、高等小学校1年生の理科）、⑥性行調査書、⑦身体検査書、⑧視力検査の結果の8項目であった²³⁾。とくに注目されるのは、受験者が勤務している学校での勤務状況を確認する③の出欠表と、⑤の教案を2種類提出させていたことである。管見の調査の限り、明治期までの受験者の提出物の多くは①、②、⑦、⑧であり、④は②の履歴書の中に記述する場合が多かった。また⑥の性行調査書は、試験検定の全学科目に合格し、その後師範学校か師範学校附属小学校で行われた実地授業を受ける者にも調査が行われていた。したがって無試験検定の場合は、試験検定とは異なり多数の書類を提出しなければならず、かなり厳密にかつ詳細に審査が行われていたものと考えられる。また、学力のみが審査の対象となった試験検定とは異なり、無試験検定では学力（学歴）だけではなく、日常の勤務状況が加味されており、受験者が教職に適合するか否かが、合否判定の基準となっていたのではないだろうか。

Ⅲ 秋田県における検定試験制度の実施過程

1 検定委員の任命手続

1900（明治33）年の「小学校令施行規則」においては、検定試験を運営する小学校教員検定委員会の会長に府県視学官をあてていたが、1913（大正2）年7月16日の「小学校令施行規則」の改正により、「会長ハ道府県内務部長ヲ以テ之ニ充ツ」とされ、内務部長が兼任することとなった。

これまで検定委員会長は、教育関係出身者（師範学校長や府県視

学官など）が据えられてきたが、これ以後は、一般行政官出身の内務省系事務官の指揮下において、検定試験が実施されることになった。すなわち、検定試験は内務省の管理下に属したことを意味し、具体的には、検定委員の任命権や、試験場所の選定、性行調査の提出先になるなど、検定試験全般にわたって内務部長の統制下に置かれるようになったのである²⁴⁾。では次に、その検定委員会長について具体的な事例をあげながら考察してみたい。

まず明治期の検定委員のうち常任委員についてみれば、例えば1899（明治32）年の場合は秋田県師範学校校長であった榎山栄次が検定委員長を務めていたが²⁵⁾、1902（明治35）年になると視学官であった三橋得三が兼任しており²⁶⁾、確かに1900（明治33）年以降になると視学官が検定委員長を担当していた。それが大正期にいたると、例えば1922（大正11）年の小学校教員検定委員（常任委員のみ）の場合、次の表3のとおりであった。

表3 秋田県小学校教員検定委員（臨時委員を除く）

委員長	秋田県内務部長	細川 長平
常任委員	秋田県理事官	中村恒太郎
常任委員	秋田県師範学校校長	柏木 三郎
常任委員	秋田県師範学校教諭	小和田惟徳
常任委員	秋田県師範学校教諭	児玉庄太郎
常任委員	秋田県女子師範学校校長	井口 益吉
常任委員	秋田県女子師範学校教諭	山合右兵衛
常任委員	秋田県女子師範学校教諭	丸山 文喜
常任委員	秋田県視学	山田 福松
常任委員	秋田県属兼視学	菊地 永治
常任委員	秋田県視学兼属	千葉源之助
常任委員	秋田県技師衛生技師	木村 亘
書記	秋田県属	鈴木 虎雄

〔註〕 附録「県内学事関係職員」『秋田県教育雑誌』第356号、1922（大正11）年8月25日、頁ナシより作成した。

これによれば委員長に内務部長が据えられ、その他の常任委員には理事官、各師範学校の校長と教諭、視学、技師などによって構成されていたことがわかる。このように「教員検定ニ関スル事ヲ掌ル」とされた常任委員の場合、秋田県内の師範学校の教員だけではなく、教育関係者ではない者が含まれていたことが特徴で、それは明治期から大正期にわたって常に同様の傾向があった。この常任委員の主な任務は、例えば毎年2回実施されていた試験検定の日程表の作成や、試験検定を実施する場所の選定、全科目に合格した者の実地授業の実施および本人への通達など、検定試験全般にわたって関与していた。

一方、「会長ノ指揮ヲ受ケ試験検定ニ関スル事ヲ掌ル」と試験検定のみに関与するとされた臨時委員の場合は、上記の常任委員とは異なり、ほぼ各師範学校の教員によって構成されていた。例えば、1924（大正13）年度第2回試験検定（10月に実施）の場合²⁷⁾、1924（大正13）年9月25日に、内務部長から秋田県師範学校校長と秋田県女子師範学校校長に対して、「小学校教員検定臨時委員内申方ノ件」が出され、「両校ニ於テ御協定ノ上至急内申方御取計相成度」と秋田師範学校と秋田県女子師範学校とが「協定ノ上」臨時委員を決めることになっていた。その後、「連名トシ男子師範ニ發送スル

コト」とされ、秋田県師範学校が最終的に臨時委員の内定を提出することになっていたのである。

表4 1924（大正13）年度第2回試験検定臨時委員一覧

小本正	尋本正	小准	尋准	専正	職名	氏名
物理 化学 修身	理科 修身	理科 修身	理科 修身		教諭	武藤健三郎
教育 法経	教育	教育	教育		教諭	児玉庄太郎
国語 漢文	国語 漢文	国語 漢文	国語 漢文		教諭	中川 秀松
物理 化学	理科	理科	理科		教諭	伊藤 正直
博物	理科	理科	理科		教諭	川角 寅吉
修身 教育	修身 教育	修身 教育	修身 教育		教諭	川口 武敏
音楽				音楽	教諭	伊藤 順造
				手工	教諭	岸 正
地理	地理	地理	地理		教諭	前嶋健次郎
体操	体操	体操	体操	体操	教諭	木原賢太郎
体操	体操	体操	体操	体操	教諭	山本 磯松
教育	教育	教育	教育	英語	教諭	工藤 四郎
数学	算術	算術	算術		教諭	渡部 綱一
習字	習字	習字	習字		教諭	吉井忠次郎
				図画	教諭	大木 善平
				農業	教諭	川原 忠平
数学	算術	算術	算術		教授 嘱託	小池 春治
体操	体操	体操	体操		教諭 心得	澤田 寅吉
国語 漢文	国語 漢文	国語 漢文	国語 漢文		教諭 心得	渡邊 俊一
法経				英語	教諭 心得	竹村 菊雄
家事					女師 教諭	飯塚 ミチ
裁縫	裁縫				女師 教諭	菊地 キヨ

〔註〕『大正十三年度 小学校教員試験検定書類』（請求番号 930103 - 04058）、秋田県公文書館所蔵より作成した。

1924（大正13）年10月1日には、秋田県師範学校長であった和田喜八郎が、内務部長宛に「小学校教員検定臨時委員内申」を提出し、「追テ歴史科教員ハ近日起任ノ予定ニ付其節改メテ内申可致候」と、歴史科を担当する教員以外の試験科目を担当する臨時委員の内定が決まった。その翌2日に内務部長から任命され、さらに各臨時

委員は同月10日までに試験問題を提出することが求められた。このような過程で臨時委員が決定され、それぞれの臨時委員は、わずか一週間余りの短い間で試験問題の作成を行っていたのである。

その1924（大正13）年度、第2回試験検定の臨時委員を整理したものが表4である。なお「教諭」は秋田県師範学校教諭を示し、「女師教諭」は秋田県女子師範学校教諭を示す。また科目名は、試験問題の作成の担当していたことを示している。

これによれば、臨時委員のすべてが師範学校の教員で構成され、さらにそのほとんどが秋田県師範学校の教員であったことがわかる。ただし家事と裁縫だけは、秋田県女子師範学校の教員が問題作成に関わっているように、その教員の専門分野に応じて担当が割り振られていたと考えられる。このように臨時試験委員の場合は、ほぼ毎回各師範学校の教員によって構成されていたことが特徴である。それぞれの教員の専門分野と担当科目との関係や、実際の試験問題との関連性については今後別の機会に明らかにしたい。

この試験検定の実施においては、上記のように各師範学校の教員による臨時委員だけではなく、実際に試験を実施した学校および図書館などの施設に関わる人々が「臨時検定委員」として任命されていた。例えば1925（大正14）年度第1回試験検定の場合、秋田図書館本荘分館長、秋田図書館横手分館長、そして大館尋常高等小学校長に対して臨時検定委員を依頼していた。まず1925（大正14）年4月16日に内務部長から上記の三者に対して、同年5月下旬に試験検定をそれぞれの場所で実施したいのだが、「庁務ノ都合ニ依リ或ハ当庁ヨリ委員派遣致算スルヤモ計難ク」、図書館あるいは小学校に「臨時検定委員ヲ嘱託シ試験監督方依頼致度見込ニ有之」とし、検定委員の代わりに試験検定を実施するそれぞれの施設から、試験を監督する者を臨時検定委員として出して欲しいという内容であった。その任命された臨時検定委員に対して、「試験監督者心得、試験問題並試験所要名ハ不日検定委員長ヨリ臨時委員ニ送付」され、試験検定に使用する問題や、試験監督を行う際に必要な「監督者心得」が、後日検定委員長からそれぞれの臨時検定委員に配布されることになっていたのである。

このように検定委員には、①常任委員、②臨時委員（主に試験問題作成）、③臨時検定委員（主に試験監督者）の三つの種類があった。そして①は主に県の官僚と師範学校の教員、②は全てが師範学校の教員、③は試験が実施される施設に勤務する者、とそれぞれ区別されていたのである。

2 各試験会場での実施過程——「試験監督者心得」

では、各試験会場の臨時検定委員に配布されたという「試験監督者心得」とは、どのようなものであったのだろうか。『秋田県報』などには記載されていないが、秋田県庁文書の中に「試験監督者心得」が何通か保存されており、各試験会場での実施過程をかなり明瞭にうかがい知ることができる。その全文は次のとおりであった。

- 一、試験開始ノ前日試験場ニ付左ノ準備ヲナスコト
 - イ、受験人員ニ相当スル机、腰掛（予備若干共）配列スルコト
 - ロ、席ハ男女ニ区別シ更ニ受験種類別ニ配列シ受験者名簿ニ依リ番号札ヲ貼付スルコト

- ハ、柱時計及黒板ヲ用意スルコト
- ニ、試験当日受験者ニ番号ヲ告知シ尚試験心得ヲ諭達スルコト
- 二、各科目毎ニ受験者ヲ点検シ名簿ニ出欠ヲ記入スルコト
- 三、試験問題ハ試験場ニ於テ開封シ閲覧ノ上配付スルコト
試験問題ハ一切説明ヲナササルコト
- 四、如何ナル場合アルモ県報公告ノ日時割ヲ□変更シ又ハ時間ヲ伸縮セサルコト
- 五、名簿ニ登載ナキ者受験申出ノ際ハ願書經由ノ郡市名、族称、氏名、生年月ヲ名簿ニ記入シ尚ホ備考欄ニ仮試験ノ旨ヲ附記シ受験ヲ許可スベシ
但裁縫科ニ在リテハ材料ヲ準備シ得ル場合ニ限り許可スルモノトス
- 六、答案用紙ハ一回ニ数枚ヲ与ヘス最初一枚若クハ二枚ツ、配付シ不足スル者アル場合ハ更ニ一枚ツ、ヲ与フヘシ
但図画科ニアリテハ答書トシテ差出スヘキ枚数トス
- 七、珠算ハ最初ノ十五分間ニ行ヒ答案ヲ徴スヘシ但シ数学科又ハ算術科ノ初メニ於テ行フヘキコトヲ予メ受験者ニ注意スルコト
- 八、自在画ハ一切器具（定規等ノ類）ノ使用ヲ許サ、ルコト
- 九、答書ハ一枚毎ニ学科目受験種類番号氏名ヲ明記セシメ二枚以上ニ渉ルトキハ必ず綴ラシムルコト
- 十、書損又ハ残余ノ用紙ハ一切之ヲ取上クルコト
- 十一、問題ノ全部不能ノ場合ハ全部不能及氏名番号ヲ記シタル答書ヲ徴スベシ
- 十二、答書ハ左記ニヨリ整理スルコト
イ、名簿ノ順位ニ従ヒ答書ヲ重スルコト
ロ、各学科目別受験種類別ニ取り纏メ表紙ニ附シテ綴ルコト
ハ、同一科目ニシテ或ル問題毎ニ別紙ニ認メタル答書（例体操科ニ於ケル普通体操ト兵式体操ノ如シ）ハ各別ニ綴ルコト
- 十三、前号ニヨリ整理シタル答書ハ毎日取纏メ厳緘ヲ施シ二日目毎ニ更ニ□紙ニテ包装シ書留小包トシテ秋田県師範学校内小学校教員検定委員御中トシテ発送スルコト但最後ノ二日分ハ持ち帰ルコト
書留受領証ハ切手ノ残ト共ニ検定委員会書記宛御送付ノコト

この「試験監督者心得」によれば、まず試験監督者は受験会場の準備作業から始めることになっていた。また受験者数に応じた机、腰掛を男女別に、さらに受験する資格別に用意し、その机に受験者名簿によりながら受験番号の札を貼ること、時計と黒板の設置など会場の整備をすることがまず初めの仕事であった。既に述べたように、各試験会場では臨時検定委員が任命されていたが、これをみる限り、恐らく臨時検定委員に任命された者は各施設の代表者であり、それぞれの施設に勤務する多くの人々によって検定試験の準備が進められていたと考えられる。

その他には、試験当日に受験者に対して受験番号を告知し「受験者心得」を配付し、科目ごとに受験者を点検した上で出欠を確認して名簿に記入をする、試験問題を試験場のその場で開封し、閲覧し

た上で配付するなど、まさに試験監督者としてその責務を果たすことが求められていたのであって、試験問題の作成などには一切関与していない。なお上記のように、試験問題は各試験会場に送付されていたのだが、管見の調査の限り試験問題は封書の中に入れられ、科目ごとに厳封された状態でそれぞれの試験会場に送られていた。

とくに注目すべきは、名簿に記載されていない者がその試験会場で受験したい旨を申し出た場合、郡市名、族称、氏名と生年月日を名簿に記入すれば、「仮試験」ではあったが試験検定を受けることが可能であったことである。これは受験者によって多様な事例があったと考えられるが、例えば僻地に居住する受験者の場合、遠距離であったことや交通機関が不便であったことなどが影響して、提出書類（願書や履歴書など）が提出期限に間に合わなかったことがあり、名簿には記載されていないが実際はこのような事情で、やむを得ず検定委員会から認可を得て、名簿に載っていない受験者が存在していたと考えられる。

他には試験中における注意事項、および試験後の処理方法などが細かく記載されていた。とくに問題をまったく解くことができなかつた場合でも、必ず氏名と番号を記入させ白紙のまま提出させたことや、解答用紙を名簿順、科目別、受験した資格別に整理しなければならず、その後は試験問題を作成した秋田県師範学校の臨時委員宛に解答用紙を送付することになっていたことが注目され、これは明治期にはみられなかったものである。このように各試験会場では、臨時検定委員を中心に円滑に試験が実施されていたのである。

3 各試験会場での実施過程——「受験者心得」と物品の移動

次に、試験の当日に試験監督者から受験者に渡されることになっていた「受験者心得」に考察を進めることにする。「受験者心得」については、すでに明治期にも確認されており、ここではとくに明治期とは異なる項目のみあげることとする。

大正期における「受験者心得」では、明治期の場合と同じく試験場にて携帯する物品の指定、「受験者ハ進退総テ試験監督員ノ指揮ニ従ヒ静粛ヲ旨トスヘシ」や「試験場ニ在リテハ互ニ私語スルヲ許サス」など試験中の態度、および服装などの注意事項が主な内容であった。大正期における「受験者心得」の特徴は、明治期では解答用紙に受験番号のみを記述することになっていたが、「答書ニハ一葉毎ニ受験種類番号氏名及受験科目ヲ記入スヘシ」とされ、受験番号だけではなく、解答用紙のそれぞれに受験する資格、受験番号、氏名、受験科目を記入するようになったことである。

また「試験監督者心得」でも触れたが、「答書全部不能ノ場合ハ『全部不能』ト記シタル答書ヲ提出スヘシ」と、受験したもののすべての問題がわからない場合は、「全部不能」と予め書くことが義務付けられることとなった。このように各試験会場では、「試験監督者心得」や「受験者心得」を配付するなど、試験を実施する手順が予め定められており、組織的に試験検定が行われていたといえよう。では次にその試験検定に必要な物品についてみてみたい。例えば1924（大正13）年度第2回の試験検定の場合、同年10月11日に臨時検定委員から、「小学校教員検定試験受験者名簿並ニ用紙等到達ノ件」が検定委員長宛に提出されている。これによれば「来ル十月二十三日ヨリ施行スヘキ大正十三年度第二回小学校教員検定試験所用品ハ本月九日附御通知ノ目録通り全部相違無ク到達相成候条此

段御回報ニ及ビ候也」とあり、検定委員会が試験検定に必要な物品の目録を作成し、物品を各試験会場の監督者となる臨時検定委員に送付したと思われる。検定委員会から臨時検定委員に送られた目録は次のとおりであった²⁹⁾。

品名	通達数	領収数
一、受験者名簿	1	1
一、試験日時割	1	1
一、受験人員表	1	1
一、試験監督者心得	1	1
一、受験者心得	1	1
一、受験者番号表	1	1
一、答書用諸品		
各科答案用罫紙	111 帖	30 枚折 1 帖、22 枚折 1 帖、31 枚折 3 帖、30 枚折 56 帖、19 枚折 46 帖、18 枚折 2 帖、計 109 帖
白半紙	25 帖	25 帖
画用紙	50 枚	49 枚
木炭□	50 枚	60 枚
裁縫材料	6 人分	6 人分
一、答書整理並送付用品		
答書綴ニ附スル□	25 枚	20 枚
答書小包用渋紙	3 枚	3 枚
答書送付用郵券	10 銭 10 枚	10 銭 10 枚
	5 銭 3 枚	5 銭 3 枚

これを内容別に分けると、①試験監督者に必要な物品、②試験の実施に必要な物品、③試験終了後に必要な物品の三つに分けることができる。まず①の試験監督者に必要な物品は、受験者の氏名や受験番号などを記した受験者名簿や試験の時間割、さらに既述の「試験監督者心得」と「受験者心得」がそれぞれ一部ずつ送られていた。臨時検定委員は、これらを用いて試験会場の準備や実際試験を遂行していたものと考えられる。

②は試験検定を行う際に必要な物品であった。最も多くを占めていたのは各科目の答案用紙で、その枚数は合計 2145 枚にもおよんだ。その他には、各科目に必要な物品が含まれており、その数が予め指定されていることから、恐らくは各試験会場の受験予定者数を検定委員会が把握しており、その数に応じた物品が用意されていたのであろう。

③は試験検定が終了した後に解答用紙を収集し、試験問題を作成した師範学校の教員に送付するために必要な物品であった。これによれば、各試験会場の臨時試験委員が解答用紙等を整理して取り纏め、それを自費ではなく、予め検定委員会が用意した郵券によって発送していたことがわかる。

このように試験検定では、まず各試験会場で受験する予定の人数を把握し、それを各会場の臨時検定委員が検定委員会へ伝え、その数に応じた解答用紙等が送付されるという手順になっていた。つまり試験検定の場合、検定委員会、試験問題を作成する臨時委員、各試験会場で試験を実施する臨時検定委員にそれぞれ役割が分担されており、各試験会場で試験検定が円滑に進められるようになってい

たのである。

4 試験検定の実施場所

次に試験検定が実施された場所について考察を進めていきたい。

大正期における試験検定が実施された場所をみると、次の 2 点の特徴があった。第 1 点は、1912 (大正元) 年から 1919 (大正 8) 年の間は、秋田市、北秋田郡、山本郡、鹿角郡、由利郡、仙北郡、平鹿郡、雄勝郡の秋田県内すべての郡内に 1 ヶ所ずつ試験会場が開設されていたことである。このように各郡で試験会場が設置されたことによって、試験会場までの距離が短く、受験者が試験を受けやすい環境が整えられていた。例えば 1914 (大正 3) 年度における試験検定の実施場所を整理すれば、次の表 5 のとおりであった。

表 5 1914 (大正 3) 年度試験検定実施場所一覧

年	回数	実施月	郡市名	場 所
大正 3 年	第 1 回	8 月	秋田市	秋田県女子師範学校
			北秋田郡	北秋田郡公会堂
			山本郡	淳城尋常高等小学校
			鹿角郡	花輪尋常高等小学校
			由利郡	秋田県立本荘中学校
			仙北郡	大曲尋常高等小学校
			平鹿郡	平鹿郡公会堂
			雄勝郡	雄勝郡会議事堂
大正 4 年	第 2 回	2 月	秋田市	秋田県師範学校
			北秋田郡	北秋田郡公会堂
			山本郡	淳城尋常高等小学校
			鹿角郡	花輪尋常高等小学校
			由利郡	秋田県立本荘中学校
			仙北郡	大曲尋常高等小学校
			平鹿郡	横手尋常高等小学校
			雄勝郡	湯沢尋常高等小学校

〔註〕『秋田県報』の各年度から作成した。

それぞれの郡市における試験会場をみてみると、まず秋田市の場合、毎年 8 月は秋田県女子師範学校、毎年 2 月は秋田県師範学校と固定されていた。一方、他の郡ではその地域によって異なるが、近隣の中学校を使用していた場合 (由利郡) や、尋常高等小学校を使う地域 (鹿角郡、山本郡など) 公会堂 (平鹿郡) や郡会議事堂 (雄勝郡) を使用した場合など多種多様で、毎年同じ施設を使用したのではなく、その時々に応じて実施場所を変えていたのである。

第 2 点は、1920 (大正 9) 年にいたると試験会場が極端に減り、秋田市、北秋田郡、由利郡、平鹿郡の 4 ヶ所になったことである。これまでは秋田県内の各郡に 1 ヶ所ずつ試験会場が設けられていたが、1920 (大正 9) 年以降になると中央部の秋田市、北部の北秋田郡、沿岸部の由利郡、県南内陸部の平鹿郡の 4 ヶ所に限定されるようになった。例えば 1925 (大正 14) 年度における試験検定の実施場所を整理すれば、次の表 6 のとおりであった。

試験に使用した施設をみてみると、これまでは各年度によって異なっていたが、1920 (大正 9) 年以降になると、秋田市は秋田県女

子師範学校（毎年第1回試験：5月実施）と秋田県師範学校（毎年第2回試験：10月実施）に固定されるようになった。

他の地域をみてみると、北秋田郡は大館尋常高等小学校を使用する 경우가最も多く、年度にもよるが第2回試験（10月に実施）では大館尋常女子高等小学校が使用されたことがあった。由利郡は初め本荘尋常高等小学校が使用されていたが、1922（大正11）年の第2回試験（10月実施）から、秋田図書館本荘分館あるいは同由利分館が使用されるようになった。同じく県南内陸部に位置する平鹿郡でも、初めは平鹿郡役所を使用していたが、由利郡の場合と同じく1923（大正12）年の第1回試験（5月に実施）から、秋田図書館横手分館で実施されるようになった。

表6 1925（大正14）年度試験検定実施場所一覧

回数	実施月	郡市名	場所
第1回	5月	秋田市	秋田県女子師範学校
		北秋田郡	大館尋常高等小学校
		由利郡	秋田図書館本荘分館
		平鹿郡	秋田図書館横手分館
第2回	10月	秋田市	秋田県師範学校
		北秋田郡	大館女子尋常高等小学校
		由利郡	秋田図書館由利分館
		平鹿郡	秋田図書館横手分館

〔註〕『秋田県報』の各年度から作成した。

このように大正後期にいたると、秋田県内を大きく四つに区分し、秋田市は師範学校で、北秋田郡はほぼ毎年小学校で、由利郡と平鹿郡は次第に図書館内で試験検定を実施するようになった。これに対して1925（大正14）年4月7日には、これまで試験会場が設置されていた雄勝郡から「小学校教員検定試験場ニ付上申」が出されている³⁰。それによれば、雄勝郡は秋田県内でも偏狭の地域で、教員は無資格者が多く、試験を受けたくても試験会場までの交通が不便で遠距離であったため、「試験場ヲ本郡（雄勝郡——筆者註）湯沢町ニ御指定相成度此段上進候」と湯沢町に試験会場を設置したいと上申書を知事宛に提出していた。しかしながらこれが認可されることはなく、大正後期にいたると秋田市、北秋田郡、由利郡、平鹿郡の4ヶ所に試験会場が固定した。

このうち由利郡と平鹿郡の二つだけが、なぜ1920年代にいたって秋田図書館の分館を使用するようになったのか、その詳細については資料的な制約から明らかにすることができないが、1925（大正14）年度第1回試験の試験会場を決定するまでの往復文書を見ると、同年5月20日まで中等学校教員検定の予備試験を実施する予定があると朱書きされており、小学校教員検定試験は同月23日から実施する見込みとされ、恐らく試験会場が重ならないように配慮したのではないかとも考えられるが、詳細は不明である。

5 実地授業の実施過程とその実態

実地授業は、試験検定の全学科目に合格した者を対象として実施することになっていた。本項では、その具体的な実施過程について、1924（大正13）年第1回の試験検定（5月25日より実施）を事例

に考察する³¹。

1924（大正13）年度の第1回試験検定は、同年5月25日から5月31日の一週間をかけて実施された。同年7月10日、その全学科目に合格した者に対して、「小学校教員試験検定学科合格者性行調査ノ件」が内務部長から出され、「本年度第一回試験検定ニ於テ学科試験ニ合格致シ候ニ就テハ資格審査上必要有之候条本人ノ性行並特長ニ就キ詳細御取調御回報相成度」と試験検定の全学科合格者に対して、まず初めに性行調査が行われた。1924（大正13）年度第1回の試験検定に合格者数は、小学校本科正教員が1名、尋常小学校本科正教員が11名、尋常小学校本科准教員が2名、小学校体操専科正教員が2名、小学校農業専科正教員が6名、小学校裁縫専科正教員が5名の合計27名であった。これを受けて、それぞれの合格者が願書を提出した各郡市長が、同年7月20日以降にかけて、各合格者の「性行」と「特長」の2点について調査を実施し、その結果（「性行調査書」）を内務部長に提出した。この「性行調査書」について、一つの例をあげれば、「性行」は「性快活ニシテ進取ノ氣象ニ富ミ頗ル好學心強ク常ニ独学研究怠リナシ是レ僅ニ尋常科卒業セルニカ、ハラス今回尋正ノ学科試験ニ合格セル所以ナリ」と、主に合格者の性格や日常の勤務状態について調査が行われ、「特長」は「氏ハ勤勉努力ノ人ニシテヨリ読書ニ稍々農芸ニ趣味ヲ有ス」や「研究心ニ富ミ能ク読書シ稍々農村問題ニ興味ヲ有ス」のように、合格者の趣味や、どのようなことに興味を持っていたのか、などについて調査が行われていた。このように「性行調査書」では、学力試験のみでは測ることができない受験者の性格や勤務状況が調査されており、小学校教員としての適性が加味されていたと考えられる。これと同時に、各合格者は「実地授業受験願」を小学校教員検定試験委員会会長宛に提出し、場合によっては再度履歴書や身体検査書を提出している合格者も存在していた。

同年8月12日には、「客月（七月——筆者註）二十六日付御依頼相成候小学校教員検定日割方ノ件別紙ノ通り御処理相成度此段及回答候也」とあり、実地授業の場所は予め小学校教員検定委員長から秋田県女子師範学校長に依頼をし、その日程を決定していた。それによると、9月10日に尋常小学校本科正教員が4名と、小学校農業専科正教員が2名、小学校裁縫専科正教員が2名の合計8名、9月11日に尋常小学校本科正教員が4名、小学校農業専科正教員が2名、小学校裁縫専科正教員が2名の合計8名、9月12日に尋常小学校本科正教員が5名、小学校本科正教員が1名、小学校農業専科正教員が2名、尋常小学校本科准教員が2名、小学校裁縫専科正教員が1名の合計11名であった。このように、実地授業は3日間にわたって実施され、さらに資格ごとにまとまって行われるのではなく、一日に多くても4名から5名程度で、かなり少人数で試験が実施されていたことが特徴であった。

1924（大正13）年度第1回試験検定の実地授業の試験場所は、上記のように、いずれも秋田県女子師範学校の附属小学校であった。また実地授業の受験者は、「受験者ハ割当日ノ前日午後三時マテニ秋田県女子師範学校附属小学校ニ出頭シ受持学年教材時限等ヲ聴取スベシ」と注意書きがあり、これをみる限り実地授業の試験は、受験者には前日まで授業をする科目や学年などが知らされておらず、僅か一日で教案などを作成しなければならなかった。そのため実地授業の結果をみれば、例えば小学校裁縫専科正教員の場合、5名

中3名が合格し2名が不合格であったように、全学科目の試験には合格したが実地授業で不合格になり、免許状を取得できない者が少なからず存在し、そのため実地授業のみ不合格になった者は、次の試験検定において再度実地授業のみ受験することになったのである。なおその評価の点数をみると60点以上が合格で、不合格者の多くは40点の者が多かった。他の実地授業の採点表をみても、高い場合で70点前後、低い場合で50点前後であり、合格者の多くは60点から70点の間であった。その評価の基準などについては、資料的な制約から明らかにすることができない。

IV 准教員準備場における教員養成

1 「准教員準備場奨励規則」の廃止

次に、1900年代から秋田県内の各郡に設置されていた准教員準備場に関して考察を進めていきたい。准教員準備場は1900年代から秋田県内の各郡に1ヶ所ずつ設置され、尋常小学校本科准教員の養成を行うことを目的として、修了後は毎年2回ずつ実施されていた試験検定を受験することが義務付けられており、さらに尋常小学校本科准教員の免許状を獲得するまで何度も受験しなければならなかった。また入学者は「誓約書」を提出しなければならず、それには連帯保証人の連署を必要とし、修了後はその郡内で3年間の奉職義務が課されるなど、かなり厳格な規定が盛り込まれていた。

この准教員準備場は、明治期においては尋常小学校本科准教員数を補完する一翼を担っていたが、設置する当初から秋田県議会の審議では姑息な手段であり師範学校を拡張することが第一義的な課題であると主張され続け、准教員準備場はいつ廃止されてもおかしくない状況に陥っていた。また准教員準備場を維持する経費は、半分を県側が負担し残りの半分を各郡市が支払うという形式になっており、その金額はおよそ500円程度で、それを毎年負担しなければならず経済的に大きな重荷となっていたことは間違いない。

明治後期にいたるとその設置主体が、県ではなく郡市教育会などに移行していた地域もあったが、それを毎年維持することは困難であったため、1914(大正3)年3月6日の秋田県令第23号により「准教員準備場奨励規則」が廃止されることとなった³²⁾。つまり県側は准教員準備場をすべて各郡市立教育会などの事業へと転換させ、今後准教員準備場を設置するか否かはそれぞれの地域の判断に任されるようになったのである。例えば河辺郡の場合は、次のように1914(大正3)年まで設置し、その後一時的に廃止されたが、再び1920(大正9)年から再開されていた³³⁾。

郡教育会で教員の養成機関として准教員準備場を設けた最初は明治36年で、これは郡が直接開いたもの、秋田市第1小学校を教場とし9ヶ月で修了。卒業生は男18名、女10名であった。その後教育会の事業として行い、(明治——筆者註)43年は牛島小学校において6ヶ月、講師は牛島、日新の両校の教員を頼み、卒業生20名。(明治——筆者註)44年も同様で卒業生16名を出している。大正9年、また準備場は復活し、川添小学校に設けられた。佐賀校長の下、草階確治、大守善治、羽生氏友等が教員として迎えられた。その卒業は1ヶ年課程で卒業し師範学校希望は全部合格という成績を示した。

これは河辺郡の事例であるが、他の郡においても同様の傾向がみられ、明治後期から徐々に県側による経済的な援助が少なくなるにつれて郡市教育会などの事業へと移行し、1914(大正3)年の「准教員準備場奨励規則」が廃止されたことに伴って、准教員準備場が一時的に廃止ないし停止した地域が多かったと推測される。筆者の調査の限りでは、1919(大正8)年以降になると再び多くの地域で准教員準備場が再開していることが確認できた。再び設置されるようになったのは、次に詳述するように准教員準備場の修了者に対して、無試験検定が実施されることになったからであった。

2 無試験検定の導入

1919(大正8)年1月28日、秋田県訓令甲第3号により「尋常小学校准教員準備場修了者無試験検定ニ関スル規程」が定められ、その全文は次のとおりであった³⁴⁾。

- 第一条 左記各号ニ該当スル準備場修了者ニハ出願ニ因リ該修了試験ノ成績ヲ参酌シ尋常小学校准教員ノ免許状ヲ授与ス
- 一 修業期間内ニ於ケル授業日数ハ二百二十日ヲ下ラサルコト
 - 二 入学資格ハ二ヶ年ノ高等小学校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ナルコト
 - 三 教科課程ハ明治三十三年八月二十一日文部省令第十四号小学校令施行規則第一百十二条及明治三十三年十月二十六日秋田県令第八十六号小学校令施行細則第四十九条ニ依ルコト
 - 四 毎週教授時数ハ左表ニ依ルコト但シ便宜各科目教授時数ヲ増加スルコトヲ得

学科目	教授時数
修身	二
教育	四
国語	七
算術	六
地理、歴史	四
理科	四
体操	三
計	三十

- 五 準備場ニ場長一名、講師三名以上ヲ置クコト
 - 六 講師ハ中等学校教員免許状又ハ小学校本科正教員免許状ヲ有スル者ナルコト
 - 七 県告示ヲ以テ定メタル教科書ヲ用ユルコト
- 第二条 準備場ニシテ第一条ニ該当スルモノハ設立者ヨリ第一条ノ要件ヲ具シ知事ニ開申シ其ノ承認ヲ受ケヘシ
- 第三条 知事ノ承認ヲ受ケタル準備場ニ於テ修了試験ヲ行ハントスルトキハ三十日前ニ試験ノ期日及場所ヲ定メ知事ニ報告スヘシ
- 第四条 知事ハ小学校教員検定委員又ハ其ノ他ノ吏員ヲシテ該準備場修了試験ニ立合ハシム
- 前項ノ委員又ハ其ノ他ノ吏員ニシテ試験問題又ハ試験

ノ方法不適當ト認ムルトキハ之ヲ変更シ又ハ変更セシムルコトアルヘシ

第五条 修了試験ヲ了シタルトキハ当該準備場長ハ合格者ノ族籍、氏名、生年月日、学科ノ点数並試験問題答書ヲ具シ試験終了後遅滞ナク知事ニ報告スヘシ

これによれば、第1条に定められた全7項目の基準をクリアした准教員準備場の修了者に対し、その修了試験の成績を参酌して尋常小学校本科准教員の免許状が与えられるという内容であった。これまでの「准教員準備場奨励規則」と比較すれば、次の3点の違いがみられた。第1点は、授業日数や学科目とその教授時数などの教育内容に、県側が細かく干渉するようになったことである。これまでの規定では、このように教授時数や授業日数にまで定められることはなく、県は経費の面で関与するに止まっていた。しかしながら本規定では無試験検定であるため、試験検定とは異なり尋常小学校本科准教員として必要不可欠な資質を兼ね備えさせなければならず、このように内的事項にまで深く関与したものと考えられる。

第2点は、これまで准教員準備場では場長や講師の設置人数については何ら定めておらず、とくに明治期においては講師を郡視学が担当していたこともあった。しかし本規定からは、各準備場に必ず場長を1名、講師を3名ずつ配置し、かつそれらの者が有する資格は、中等教員免許状か小学校本科正教員の免許状を所持する者と限定されるようになった。このように講師について詳細に定めたことが特徴であった。

第3点は、准教員準備場の修了試験に、知事の権限で小学校教員検定委員かその他の吏員を、立ち合わせた上で修了試験を実施することにしたことである。さらにその参列者が、修了試験の試験問題やその試験方法に不適当な所があると認められた場合、変更させることが可能であるとし、無試験検定の実施に伴って修了試験がとくに重視されるようになったのである。

このように明治後期から設置され、資格上最も低位に属する尋常小学校本科准教員の養成を目的とした准教員準備場は、一時的に停滞する状況下にあったものの、無試験検定の適用によって再び復活し、各地域において多数の尋常小学校本科准教員を輩出するという一翼を担うようになったのである。

V おわりに

本論文は、大正期の秋田県における小学校教員検定試験制度の変遷、およびその具体的な実施過程について明らかにするとともに、秋田県内の各郡市に設置されていた准教員準備場の状況について考察してきた。最後に本論文で明らかにした要点を整理しつつ、今後の課題について述べておきたい。

まず検定試験制度については、これまで普通免許状と地方免許状の2種類に区別され、かつその府県内のみ有効であった免許状が、1912（大正2）年の「小学校令」の改正により、単に「免許状」に一本化され有効区域も全国に拡大された。これによって戦前日本における小学校教員の資格制度が確立し、これ以後各府県で実施する検定試験は各府県知事がすべての権限を握り、その計画から実施および免許状の授与にいたるまで、検定試験のすべてを管轄すること

になったのである。

一方、大正期の秋田県ではほとんど改正が行われておらず、1900（明治33）年の「小学校令施行規則」が安定的に実施された時期であった。試験検定については、実施時期の変更や提出物に若干の修正が行われた程度で大きな変動がなかった。提出物に関しては、これまで無試験検定の受験者のみに課されていた「身体検査書」が試験検定の受験者にも義務化され、願書も一定の書式で提出することが求められるなど、秋田県における検定試験制度は、1916（大正5）年の「小学校令施行細則」の改正において確立したといえる。一方無試験検定については、国レベルの法令によって徐々に無試験検定の対象を拡大する傾向にあったが、秋田県では何ら改正を行っておらず、無試験検定は1901（明治34）年に制定された「小学校教員無試験検定内規」が継続して実施されていたものと考えられる。

これらの制度により実施された検定試験の出願者数、合格者数、そして合格率をみると、無試験検定によって有資格教員が供給された割合が高かった。試験検定の場合は、出願者数が多い傾向が続いていたがその合格率は低く、とくに小学校本科正教員の免許状を試験検定によって獲得することはかなり困難であった。また小学校本科准教員の出願者はほぼ全く存在せず、実質的に試験検定は行われていなかった。一方無試験検定では、小学校本科正教員においても合格率が高く、とくに小学校専科正教員は無試験検定によって補充されていた。また試験検定では全く出願者がいなかった小学校本科准教員でも、毎年約10名から30名程度の出願者がおりその合格率も高く、小学校本科准教員も無試験検定によって免許状が与えられる傾向が強かった。尋常小学校本科准教員については、各地域に設置された准教員準備場の影響を受け、徐々に出願者数が減少しつつも、1919（大正8）年に無試験検定を受けることが可能となったため突発的に出願者数が急増した。しかし出願者数は増加したものの合格率は低く、無試験検定をクリアすることができたのは僅か数%にしか過ぎなかった。

無試験検定に出願する際の提出書類を詳しくみてみると、願書や履歴書だけに止まらず、受験者が勤務する学校での勤務表が過去2年分提出しなければならず、また教案も提出していたことが確認できた。試験検定のように、試験によって計られる学力のみで合否の判定をするのではなく、無試験検定では学力と経歴、および日常の勤務状況などが参酌され、教職に就く者としての適性が加味されていたことが注目される。

これら検定試験の実実施過程について、本論文では①検定委員の任命手続、②各試験会場での実施過程、③試験検定が実施された場所、④実地授業の実実施過程の四つについて詳しく考察してきた。まず①の検定委員については、常任委員、臨時委員（主に試験問題の作成）、臨時検定委員（主に試験監督）の三つの種類があった。常任委員は、県の官僚と秋田県師範学校および秋田県女子師範学校の教員によって構成され、試験検定の実実施場所の選定や試験検定の時間割の作成、あるいは実地授業の実実施や通達など、検定試験全般にわたって関与していた。臨時委員は、すべてが師範学校の教員により構成され、その人選は秋田県師範学校と秋田県女子師範学校とが「協定ノ上」決定することとなっており、試験問題を作成することが主な仕事であった。最後に臨時検定委員は、試験検定の実実施会場となった施設に勤務する者が任命され、試験検定が行われる会場の設置や試験の

監督が主な任務であった。

②の各試験会場での実施過程では、上記の臨時検定委員に配布された「試験監督者心得」と「受験者心得」などから、実際に各試験会場でのどのような手順によって試験検定が行われていたのかを考察した。とくに「試験監督者心得」によれば、臨時検定委員が試験会場の設置を行い、また試験中は試験問題の配布や回収を行っており、臨時検定委員を中心に試験検定が実施されていた。また注目すべきは、受験者名簿に記載されていない者でも必要事項を記入すれば「仮試験」として受験可能であったこと、また白紙の解答は「全部不能」と予め記さなければならなかったなど、明治期とは異なり大正期になると、かなり詳細に試験の実施手順が定められていたことである。

③の試験会場は、大正初期においては秋田県内のすべての郡市に1ヶ所ずつ設置されていたが、1920（大正9）年以降になると、中央部は秋田市で、北部は北秋田郡で、沿岸部は由利郡で、南部は平鹿郡でそれぞれ行われるようになり試験会場が減少した。それぞれの試験会場を具体的にみると、秋田市は秋田県師範学校か秋田県女子師範学校にて、北秋田郡はほぼ毎年地域内の小学校で、由利郡と平鹿郡は大正後期にいたると秋田図書館の分館で行われるようになった。資料的な制約から、なぜ秋田図書館の分館で行われるようになったのかを明らかにすることはできないが、秋田県の場合、大正後期になると試験会場が県内4ヶ所に固定されるようになった。

④の実地授業の実施過程については、1924（大正13）年度第1回試験検定を事例に考察した。実地授業は、試験検定の全学科目に合格した者を対象として実施し、まず合格者の性行調査から行われた。それと同時に合格者は、「実地授業受験願」や履歴書、身体検査書などを提出した後に受験するという手順であった。1924（大正13）年度第1回試験検定における実地授業の日程は、3日間にわたって実施され、同じ資格を志願する者が一日に固まって実施するのではなく、一日当たり多くても4名から5名程度で行われていた。また受験者は、前日になるまで授業をする科目や学年を知らされておらず、僅か一日ばかりで授業案を考案することになっており、その試験結果をみると必ずしもすべての受験者が合格したわけではなかった。

最後に、検定試験制度の準備機関として1900年代から秋田県内の各郡に設置されていた准教員準備場については、1914（大正3）年に「准教員準備場奨励規則」が廃止され、その後は各地域によって継続するか、あるいは廃止するかの判断が任されるようになった。しかしながら1919（大正8）年には再度復活し、さらにこれまでは修了後に毎年2回行われていた試験検定を受験しなければならなかったが、今後は無試験検定によって尋常小学校本科准教員の免許状が与えられることになった。

このように大正期における秋田県の検定試験制度は、1900（明治33）年の「小学校令施行細則」が安定的に実施されていた。とくに大正期では、試験検定ではあまり合格者を得られなかったため、無試験検定に対する比重が高まり、秋田県では准教員準備場でも無試験検定で免許状を獲得できる途が開かれた。検定試験の具体的な実施過程をみると、小学校教員検定委員会——臨時委員（問題作成）——臨時検定委員（試験監督）——受験者という流れが完成していた。

今後の課題としては、まず国レベルの無試験検定制度の改正が、

秋田県の無試験検定制度にどのような影響を与えていたのかを検討しなければならない。既述のとおり、明治期の秋田県における無試験検定制度は、1901（明治34）年の「小学校教員無試験検定内規」によって実施されていた。しかしながら同規則は、『秋田県報』などにはまったく報じられておらず、その改正などについてもすべて県庁文書でしか確認できなかった。したがって今後は、無試験検定に関する史料の発掘を進めなければならないと考えている。とくに試験検定に比べて無試験検定に対する受験者の期待、あるいはその合格率の高さから鑑みて、無試験検定制度を究明することは小学校教員検定試験制度が果たした役割を考える上でとくに重要であるとと考えている。

また本論文では、検定試験制度の具体的な実施過程を明らかにすることに努めたが、検定委員の任命手続や種類、各試験会場での実施過程や実施した場所について明らかにしたに過ぎない。とくに検定委員のうち、試験問題を作成した臨時委員の学識と、実際の試験問題には関連があったのか否か、あるいは師範学校で行われていた教育内容との相互関係について、今後考察を進めていきたいと考えている。

<註>

- 1) 村村恵裕「初等教員の資格制度」中島太郎編著『教員養成の研究』第一法規、1961年。
- 2) 横須賀薫「教員養成制度の歴史的検討」『国立教育研究所年報』1965年度、1966年。
- 3) 牧昌見「明治20年代における初等教員資格制度の改革」東北大学教育学部『研究年報』第14巻、1966年。
- 4) 註2)と同じ、60頁。
- 5) 中内敏夫・川合章編著『日本の教師6 教員養成の歴史と構造』明治図書出版、1974年、144頁。
- 6) 牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、1971年。
- 7) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第3巻（学校教育1）1974年、同第4巻（学校教育2）1974年。
- 8) 船寄俊雄「教員養成史研究の課題と展望」『日本教育史研究』第13号、1994年、84頁、なお船寄俊雄は「日本の教員史研究」教育史学会編著『教育史研究の最新線』日本図書センター、2007年、136 - 137頁においても小学校教員検定試験制度史研究の必要性を説いている。
- 9) 例えば秋田県については『秋田県教育史』全7巻、1980 - 1985年があるが、小学校教員検定試験制度、小学校教員講習科、准教員準備場のいずれについても若干触れられているだけで、それぞれが果たした役割については、必ずしも十分に明らかにされてはこなかった。
- 10) 例えば寺崎昌男・「文検」研究会編著『「文検」の研究——文部省教員検定試験と戦前教育学』学文社、1997年、同『「文検」試験問題の研究——戦前中等教員に期待された専門・教職教養と学習』学文社、2003年、船寄俊雄・無試験検定研究会編著『近代日本中等教員養成に果たした私学の役割に関する歴史的研究』学文社、2005年。
- 11) 井上恵美子（研究代表）『戦前日本の初等教員に求められた教職教養と教科専門教養に関する歴史的研究——教員試験検定の

- 主要教科とその受験者たちの様態の分析——』平成14年～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書、2006年。
- 12) 笠間賢二「宮城県の場合——運用と実際の基礎的検討——」27頁、註11)所収論文、笠間は他に「小学校教員検定に関する基礎的研究——宮城県を事例として——」『宮城教育大学紀要』第40巻、2006年、同「小学校教員検定制度研究の必要性」日本教育史研究会『往来』No. 165、2006年12月31日、8 - 10頁がある。
- 13) 拙稿「明治前期秋田県における小学校教員検定試験制度に関する研究」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要』第1巻第1号、2007年、同「明治期秋田県における教員養成システムに関する研究——『文部省年報』を主として——」神戸大学教育学会編『研究論叢』第14号、2007年、同「明治後期秋田県における小学校教員検定試験制度に関する研究」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科 研究紀要』第1巻第2号、2008年を参照のこと。
- 14) 『官報』第5140号、1900（明治33）年8月21日、313 - 328頁。
- 15) 『官報』第289号、1913（大正2）年7月16日、367頁。
- 16) 牧昌見、註6）に同じ、251 - 252頁。
- 17) 『官報』第289号、1913（大正2）年7月16日、367 - 368頁。
- 18) 『秋田県報』第163号、1914（大正3）年3月6日、199 - 201頁。
- 19) 『秋田県報』1916（大正5）年10月18日、693頁。
- 20) 『官報』第1994号、1919（大正8）年3月29日、525 - 527頁。
- 21) 『官報』第2704号、1921（大正10）年8月5日、138 - 139頁。
- 22) 『秋田県報』第943号、1921（大正10）年11月1日、719頁。
- 23) 『大正八年度第二回 小学校教員検定試験書類』（請求番号930103 - 04057）、秋田県公文書館所蔵。
- 24) 戦前の地方教育行政組織に関しては、神田修『明治憲法下の教育行政の研究』福村出版、1970年、平田宗史『明治地方視学制度史の研究』風間書房、1979年を参照し、内務省に関しては、大霞会編『内務省史』全4巻、1970年 - 1971年を参照した。
- 25) 『職員録』1899（明治32）年、60頁、なお他の常任委員は、古澤義三郎（第三課課長心得、属）、戸崎順治（属）、石川勝信（属）、柿岡時雄（属）、誉田義英（地方視学）、堀井覚太郎（秋田県師範学校教諭）、中嶋濱吉（同校教諭）、小山忠雄（同校教諭）、佐藤禮介（同校教諭）、平田集枝（同校教諭）、半田左武郎（同校助教諭）、安土栄之助（同校助教諭）、清水勇吉（同校雇教師）、斉藤山三郎（同校訓導）であった。
- 26) 『職員録』1902（明治35）年、1頁、なお他の常任委員は、深谷泰蔵（視学）、戸崎順治（属）、神澤蓮治（属）、保田銓次郎（秋田県師範学校校長）、中嶋濱吉（同校教諭）、和田喜八郎（同校教諭）が担当していたことがわかっている。
- 27) 『大正十三年度 小学校教員試験検定書類』（請求番号930103 - 04058）、秋田県公文書館所蔵。
- 28) 註27)に同じ。
- 29) 註27)に同じ。
- 30) 『大正十四年度 小学校教員試験検定書類』（請求番号930103 - 04059）、秋田県公文書館所蔵。
- 31) 註27)に同じ、以下、1924（大正13）年度の第1回試験検定における実地授業に関する引用は、とくに注記がない限りすべてこれによる。
- 32) 『秋田県報』第1541号、1901（明治34）年2月26日、29 - 30頁。
- 33) 河辺郡夢の会、河辺郡校長会『河辺郡教育誌』丹精社、1969年、32頁。
- 34) 『秋田県報』第660号、1919（大正8）年1月28日、59 - 69頁。

